

仕 様 書

1 名 称 ○○選挙用票箋類(8種類)

2 内 訳

(1) 100票括束票箋(原稿番号:301その1)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|---------|----------------|------|--------|
| 縦147mm×横80mm | 45,600枚 | 色上質紙110kg(特厚口) | うぐいす | 片面・黒1色 |

(2) 500票括束票箋(原稿番号:301その2)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|--------|----------------|-----|--------|
| 縦147mm×横80mm | 4,560枚 | 色上質紙110kg(特厚口) | 浅黄 | 片面・黒1色 |

(3) 1,000票括束票箋(原稿番号:301その3)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|--------|----------------|-----|--------|
| 縦147mm×横80mm | 2,160枚 | 色上質紙110kg(特厚口) | 浅黄 | 片面・黒1色 |

(4) 端数票括束票箋(原稿番号:302その1)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|--------|----------------|-------|--------|
| 縦147mm×横80mm | 4,800枚 | 色上質紙110kg(特厚口) | 濃クリーム | 片面・黒1色 |

(5) 無効投票括束票箋(原稿番号:302その2)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|--------|----------------|-----|--------|
| 縦147mm×横80mm | 4,800枚 | 色上質紙110kg(特厚口) | 白茶 | 片面・黒1色 |

(6) 決定票箋(原稿番号:303)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|--------------|--------|---------------|-----|--------|
| 縦146mm×横45mm | 4,800枚 | 再生上質紙55kg(薄口) | 白 | 片面・黒1色 |

(7) 無効投票類別表(小選挙区)(原稿番号:304その1)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|------|--------|---------------|-----|--------|
| A6・横 | 2,400枚 | 再生上質紙55kg(薄口) | 白 | 片面・黒1色 |

(8) 無効投票類別表(比例代表)(原稿番号:304その2)

| 規 格 | 数 量 | 紙質・紙の厚さ(四六判) | 紙 色 | 印 刷 |
|------|--------|---------------|-----|--------|
| A6・横 | 2,400枚 | 再生上質紙55kg(薄口) | 白 | 片面・赤1色 |

3 原 稿 別紙のとおり※入稿用データは、受注者において作成すること。

※参考資料を契約締結後別途提供する。

4 校 正 あり(紙校正で可)

5 梱 包 等 内訳(5)～(7)、は1冊100枚とし、(5)については短辺を(6)、(7)長辺をそれぞれ一冊ごとに背固め加工(天のり加工)すること。

6 納 入 先 大阪市内25か所

7 納入期限 発注後 10 営業日前後

8 その他

- (1) 納入日時をあらかじめ本市と調整すること。
- (2) 納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (3) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (5) 大阪市グリーン調達方針（印刷用紙）の【判断の基準】を満たし、【配慮事項】に充分配慮すること。ただし、平成 31 年 3 月 22 日付け環境省事務連絡「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」に基づき、印刷用紙については古紙パルプ配合率が高いものが望ましいですが、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当者の了解を得た場合に限り、再生紙以外の印刷用紙を可とします。大阪市グリーン調達方針(印刷用紙)の【判断の基準】を満たし、【配慮事項】に充分配慮すること。ただし、色上質紙は除く。
- (6) 資材確認票を契約締結時及び納品時に担当者へ提出すること。
- (7) ただし、内容に変更がない場合は、納品書に変更なしの旨を記載することで、納品時の資材確認票の提出は省略可能とする。
- (8) 納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。
- (9) 「特記事項(暴力団等の排除について)」の内容を遵守すること。
- (10) 納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。
- (11) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (12) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市の行政委員会事務局総務課(連絡先：06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

301その1

100票括束票箋

有効投票

※この部分は切り抜くこと

100票

| | | |
|----------------|----|----|
| 管 理 者 | | |
| | 第1 | 第2 |
| 枚 数 点 検 | | |
| 内 容 点 検 | | |
| 計 算 (バーコード) | | |

バーコードラベル貼付欄

301その2

500票括束票箋

有効投票

500票

※この部分は切り抜くこと

| | | |
|----------------|-----|-----|
| 管 理 者 | | |
| | 第 1 | 第 2 |
| 枚 数 点 検 | | |
| 内 容 点 検 | | |
| 計 算 (バーコード) | | |

バーコードラベル貼付欄

301その3

1,000票括束票箋

有効投票

1,000票

※この部分は切り抜くこと

| | | |
|--|-----|-----|
| 管 理 者 | | |
| | 第 1 | 第 2 |
| 枚 数 点 検 | | |
| 内 容 点 検 | | |
| 計 算 (ハ [△] -コード [△]) | | |

バーコードラベル貼付欄

有効投票

※この部分は切り抜くこと

端数票

| | | |
|----------------|-----|-----|
| 管 理 者 | | |
| | 第 1 | 第 2 |
| 枚 数 点 検 | | |
| 内 容 点 検 | | |
| 計 算 (バーコード) | | |

バーコードラベル貼付欄

無効投票

| | | | | | |
|----------|----|----|----|----|----|
| 無効投票類別番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |

| 管理者 | 審査 | | 第1 | 第2 |
|-----|----|---------------|----|----|
| | | 枚数 点検 | | |
| | | 計算 (バーコード) | | |

バーコードラベル貼付欄

| 決定票 | | | | |
|--------|------------------------|---------------------|-----|--|
| 決 定 | 管 理 者 | | | |
| | 有 効 | | 無 効 | |
| | | | | |
| | 氏 名 (名簿届出政党等の名称) | 事 由 (該当を○で囲む) | 1 | |
| | | | 2 | |
| | | | 3 | |
| | | | 4 | |
| | | | 5 | |
| | | | 6 | |
| | | | 7 | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| (12) | | | | |
| (13) | | | | |
| (14) | | | | |

(注) 1 「(名簿届出政党等の名称)」は、衆議院及び参議院比例代表選挙に用いる。

2 「12」は、衆議院選挙について記載する。

3 「12」～「14」は、参議院選挙について記載する。

無効投票類別表（小選挙区）

管理者

| 番号 | 類別 | 票数 | 点検 |
|----|---|----|----|
| 1 | 所定の用紙を用いないもの | 票 | |
| 2 | 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名記載 | 票 | |
| 3 | 候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの | 票 | |
| 4 | 2人以上の候補者の氏名記載 | 票 | |
| 5 | 被選挙権のない候補者の氏名記載 | 票 | |
| 6 | 候補者の氏名のほか、他事記載 | 票 | |
| 7 | 自書しないもの | 票 | |
| 8 | 何人を記載したかを確認し難いもの | 票 | |
| 9 | 白紙投票 | 票 | |
| 10 | 単に雑事を記載したもの | 票 | |
| 11 | 単に記号、符号を記載したもの | 票 | |
| 12 | その他 | 票 | |
| 合計 | | 票 | |

無効投票類別表（衆議院比例代表）

管理者

| 番号 | 類別 | 票数 | 点検 |
|----|---|----|----|
| 1 | 所定の用紙を用いないもの | 票 | |
| 2 | 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称の記載 | 票 | |
| 3 | 衆議院名簿届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体又は一の選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称の記載 | 票 | |
| 4 | 衆議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称の記載 | 票 | |
| 5 | 2以上の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称の記載 | 票 | |
| 6 | 衆議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか、他事記載 | 票 | |
| 7 | 自書しないもの | 票 | |
| 8 | 衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したか確認し難いもの | 票 | |
| 9 | 白紙投票 | 票 | |
| 10 | 単に雑事を記載したもの | 票 | |
| 11 | 単に記号、符号を記載したもの | 票 | |
| 12 | その他 | 票 | |
| 合 | 計 | 票 | |

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。